

# 役員等報酬規程

社会福祉法人 瑞邦会

## 社会福祉法人瑞邦会 役員等報酬規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人瑞邦会（以下「本法人」という）の役員、評議員、評議員選任・解任委員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員、評議員選任・解任委員を併せて役員等という。
- (2) 報酬等とは、役員等が本法人の理事会、評議員会、評議員選任・解任委員会、研修その他の業務に従事した場合に支払う報酬、交通費及び出張旅費をいう。

### (報酬等の額)

第3条 報酬等の額は次のとおりとする。

- (1) 理事会、評議員会、評議員選任・解任委員会、研修その他の業務に従事した場合、1回 5,000円（源泉徴収税額控除後）を支給する。
- (2) 交通費は交通機関使用の場合、実費を支給する。
- (3) 出張旅費は旅費規程に定める額とする。
- (4) 業務執行理事の報酬は、別表1のとおりとする。

### (報酬等の支給)

第4条 報酬等の支給は次のとおりとする。

- (1) 前条(1)、(2)については、当日又は月毎に一括して支給する。
- (2) 前条(3)については、旅費規程に定めるとおり支給する。
- (3) 前条(4)については、月毎に一括して支給する。

### (常勤役員について)

第5条 常勤役員の必要性が生じた場合は、職員給与規程を適用し、職歴や経験年数を換算した上で評議員会にて、各種給与表6級のうち該当する号俸に定める。

### (退職慰労金)

第6条 退職慰労金は、円満に勤務し、かつ特に功績が大きいと理事長が認め、任期満了又は辞任もしくは死亡により退任した役員等に支給することができる。死亡により退任した役員については、その法定相続人に支払うものとする。

- 2 退職慰労金は、別表2「役員退職慰労金支給基準」に基づき支給する。
- 3 理事長に対する退職慰労金は、理事会で協議の上決定する。

(改廃)

第7条 本規程の制定、改廃は評議員会の決議をもって行う。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、役員等報酬に関して必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て別に定める。

附 則

この規程は、平成17年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成22年 6月22日から改訂施行する。

この規程は、平成24年11月14日から改訂施行する。

この規程は、平成26年10月22日から改訂施行する。

この規程は、平成29年 6月14日から改訂施行する。

この規程は、平成30年 3月28日から改訂施行する。

この規程は、令和 1年 6月10日から改訂施行する。

この規程は、令和 1年11月28日から改訂施行する。

別表 1

業務執行理事の報酬		
勤務日数	勤務時間	報酬額
理事長が定める	理事長が定める	評議員会にて定める

別表 2

役員退職慰労金支給基準	
勤続年数	報酬額
10年以上20年未満	200,000円を上限として理事長が定める
20年以上30年未満	500,000円を上限として理事長が定める
30年以上	800,000円を上限として理事長が定める